

# 両墓制集落における祭祀と埋葬の空間論

川添 善行<sup>1</sup>

<sup>1</sup>正会員 工博 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 助教  
(〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1, E-mail:zoe@keikan.t.u-tokyo.ac.jp)

本研究は、墓地の空間的考察、特に両墓制の村落空間論的考察を行うものである。両墓制は日本に古くより伝わる習俗であり、柳田國男はすでに昭和四年の「葬制の沿革について」の中で、両墓制の存在を指摘している。本研究では、全国の両墓制の事例の中から、瀬戸内の塩飽諸島、三重県志摩地方、福井県若狭地方の集落に注目して、実地調査を行い、図面化を行った。この調査をもとに、村落空間の中における埋め墓、詣り墓の特性について分析を行い、集落における両墓の持つ役割、共同体における祭祀と埋葬の意義について考察を行った。その調査結果から、両墓制集落における空間モデルを提示した。

**キーワード:**村落空間、両墓制、若狭、志摩、塩飽諸島

## 1. はじめに

### (1) 背景

我々は生存の本能として、空間の性格を把握し、利用し、作り出す。空間を理解することは、人間本来の働きではあるが、空間という言葉の持つ意味には広がりがあることに違いはない。ベルク (1985) はそれを精神的空間組織、社会的空間組織、物理的空間組織の三つに分けて捉えているが、彼も指摘するようにそのそれぞれはバラバラなものではなく、むしろ統一体としての側面こそが重要である。

空間組織の編成にはそれぞれの文化ごとに違いがあり、それぞれの文化のあり方が空間を編成するのである。文化とは簡単に言ってしまうと人がどう生きるか、ということであり、それがどのように空間に反映されてゆくかを考察することにより、我々がどう生きるか、ということの問題を思考の射程に入れることが可能となる。ここでは、人の暮らしが色濃くうつし込まれる空間として墓地を取り上げ、その場所に反映された人々の暮らしと空間の関係について考察する。

墓地は祭祀と埋葬という二つの役割を有している。日本にはかつて、その二つの役割を分離させる両墓制と呼ばれる葬制が存在しており、現在でもごく一部の集落で現存が確認される。しかし、現在では、戦後の急速な火葬化により、両墓制という葬法は急速に減少しており、現在多くの集落で両墓制から火葬の単墓制へと移行してしまっ。あと数年後には両墓制という習俗そのものが消滅してしまうだろう。その点からも両墓制に関する研究は今が最後の機会であるといえる。

### (2) 目的

人々の暮らしのよりどころとなる空間がどのようなものであ

るか。まずは両墓制の空間論的な分析を行い、コミュニティにとって両墓制が必要であった理由を空間論的に考察する。両墓制は、祭祀と埋葬が村落空間の中で二つに分離している。その村落空間の中での立地やそれぞれの使われ方が異なることから、そのそれぞれが村落空間やコミュニティの中でどのように位置づけられているかを分析することで、墓地を構成する二つの機能の特性を明らかにすることを本論文の目的とする。

### (3) 既往研究

両墓制の問題を集落空間の中で把握しようとする試みが全くなかったわけではない。ここでは、こうした試みをもっていた既往研究を整理する。

柳田國男の「葬制の沿革について」は、早くから知られていた両墓制の事例について、はじめて学術的に位置づけた論考である。この中で柳田は、当時用語としては知られていなかった両墓制を、柳田の故郷兵庫県辻川の事例をひきながら紹介している。

それとほぼ同時期に地理学の分野でも両墓制に関する研究が行われている。辻井 (1930) は伊賀地方の具体的な調査にもとづき両墓の空間論的理解を示している。その他、詣り墓 (ハカバ、セキトウバ、セキトウバラなどと呼ばれる) が遺骨を埋葬しない場所で、かつこうした場所が聚落内や、聚落外でも遠くない場所に設けられることを指摘しており、民俗学の分野においてすら、両墓制が明確な研究課題となる以前から、こうした的確な把握をしている。最上 (1955) は、各地の調査報告から両墓制に関する報告を拾いあげ、さらに自身の調査を元に全国各地の多くの両墓制の事例を集積した。これは、日本全土という規模で両墓制を考察したという点で、戦後の両墓制研究を大きく推進させた。新谷 (1976) は最上らによる両墓制の

類型調査を発展させ、調査事例にもとづきながら類型調査を行っている。新谷は死体埋葬地点と石塔建立地点の位置関係に着目し、四類型を設定している。(類型Ⅰ)死体埋葬地点の上に石塔を建てる。(類型Ⅱ)死体埋葬地点の傍に石塔を建てる。(類型Ⅲ)墓域全体が二区画に分けられ、死体埋葬地点からかなりの距離において石塔を建てる。(類型Ⅳ)両墓域が隔絶しており、死体埋葬地点からかなり距離において石塔を建てる。この類型によれば、単墓制も一つの指標で考察することができる。単墓制を両墓制の崩れた形としてみるのではなく、同じ埋葬墓地という視点を基礎にして分化してきた類型と見る点が注目される。

福田(1980)は、村落領域をムラ・ノラ・ヤマの三重の同心円構造と見なし、図式的に提示した。埋葬地がムラの領域のもっとも外側のヤマの領域にあることは、これまでも多くの人の見解で明らかになっていたが、集落の空間構造と両墓の位置を系統的に考察した点は、これまでにない前進であった。

このように、柳田以来の両墓制の空間論的分析では、詣り墓が村落の内部にあり、埋め墓が村落の外側にある、という理解で共通している。その両墓制の空間的理解には大きく分けて二種類の傾向が見られる。一つはその距離を論じたもので、近接型・隔絶型などの類型を提示するものがこれに含まれる。もう一つは、村落領域や村境による内外と両墓の関係を論じたものである。ただし、いずれもが一般的・印象的な把握であり、実地を歩き、大縮尺の地図を活用して村落領域を把握し、その中に両墓を位置づけようとするものではない。個別集落における両墓の位置を集落空間の諸事象とも関連させながら、集落空間の全体構成の中で両墓の空間的配置を位置づける必要がある。

## 2. 祭祀と埋葬

墓理法の規定<sup>1</sup>にあるように、死体を埋める場所を墓所とし、死体を埋葬または焼骨を埋蔵する施設を墳墓とするならば、いわゆる両墓制の埋め墓・詣り墓のうち、埋め墓のみが「墳墓」に該当し、遺骸を埋葬しない詣り墓は「墓」ではないということになる。つまり、法制度的に両墓制は存在し得ないことになる。しかし、実際には両墓制は存在し、死体の埋葬されていない詣り墓をさえ「墓」と呼んでいる。ここには一つの重要な問題が含まれている。埋葬のみを墓の機能とするならば、分骨などを行わない限り墓は一つのみである。なぜ詣り墓という、ある領域を持った空間を集落の中に形成する必要があったのだろうか。

地理的にも隔絶された様々な場所に分布していることから、両墓制がある地域だけに限定された特殊な習俗ではないことはわかる。しかし、明確な定義づけの試みの一つとして、新谷(1985)が「埋葬墓地と石塔墓地を異にする墓制」<sup>2</sup>としているものの、そもそも何をもちいて両墓制とするのか、という議論は未だに確固たる結論を得たわけではない。埋め墓を「埋めた箇所」とすることに異議はないが、詣り墓を「詣るところ」とした場合、例えば「詣り墓に代わるもの」<sup>3</sup>をどうするかという

議論が残る。つまり、村の中の仏堂や納骨をする霊場などであり、これらも広い意味では「詣り墓」に分類されうる。また、埋葬場所と埋め墓の目印である石塔の建立地がわずかに離れている事例はどうするか、など両墓制の極大と極小において、その厳密な定義付けは難しい。

しかしながら、これまでの両墓制に関する研究を概観すると、極大・極小の差こそあれ、埋葬のための空間と祭祀のための施設を有していることが両墓制の最低条件であることがわかる。本研究では、両墓制を「埋葬のための空間と祭祀のための空間を、同一の集落共同体の領域の中にそれぞれ別々に有している葬法」と定義する。

吉本隆明はその代表的著作『共同幻想論』の中で、共同幻想という概念を提示している。この共同幻想という概念は、共同体と墓地の関係を考察するうえで非常に重要な概念である。『共同幻想論』の中で吉本は、「自己幻想」、「対幻想」、「共同幻想」の三つの幻想が存在することを指摘しているが、こうした三つの幻想領域に対応するかたちで、死にも三種類のかたちを見ることができよう。自己幻想が個人の表現と強く結びつくように、自己の死は自分自身にしか認識されず、自分自身によってしか定義することはできない。吉本隆明によって対幻想として定義される二人称の関係は親しい者や家族の死という、不特定多数の死とは異なる死を設定する。共同幻想に対応する死は、対幻想のものとは対照的に、不特定の他者・共同体にとっての死であると言えるだろう。

さらにここでは、吉本隆明の共同幻想論の解釈にはじまり、幻想領域と共同体の関係を分析することで、複数の死のかたちと共同体にとっての死のあり方を考察してゆく。

共同体のあり方を規定するためには二つの方法がある。一つは「何をするべし」という呪力に似た拘束力であり、もう一つは「何をしてはならない」という禁制である。吉本は、この禁制のあり方にうつつ込まれた幻想を考察する。こうした禁忌は単なる怖れの対象ではなく、同時に願望の対象でもあるという背反した感情を混ぜ合わせている。

吉本は禁制が意識的・無意識的に共同体の輪郭を定めており、また共同体の閉鎖性が禁忌の概念を逆に生み出しているとする。そしてついには、禁制の概念が共同体の空間的・時間的広がりや密接に関係していることを指摘する。吉本が「恐怖の共同性」と表現するように、共同体にとっての禁制とは、共同体の輪郭を定める装置に他ならず、意図的にせよ偶然にせよ、共同幻想の一つの姿だといえるのである。吉本は、ハイデガーが『存在と時間』にも言及し、死と共同幻想の関係について考察をおこなっている。ハイデガーは『存在と時間』のなかで心的に自己体験もできなければ、対他的に代理体験もできないのに、生理的な死はつねに存在しており、しかも人間は死ぬものだということが概念として流布され、すこしも疑われていない人間の死の特異性を俎上にのせることで、現存在(人間)の根源的な倫理(ハイデガーのいう先験的覚悟性)の問題にはいりこむ緒をみつめようとしている、と分析する。

つまり、戦争や事故などで人間が大量に死んだとしても、それを生理的に考えている限りは、多数の個体が同時に死んでいるに過ぎない。しかし、人間は知人や家族の死に際して悲しんだり、自分の死に際して不安になったりと、死は人間にとっての心の問題としてあらわれる。この場合の死は、個体の心の自己体験の水準ではなく、想像され作られた心の水準にある。この場合、想像や作為の構造は、共同幻想をもとにしているのである。つまり、人間にとっての死とは、生理的にはつねに個体の死としてしかあらわれないのに対し、心的にはつねに幻想にもとづく死としてしかあらわれないのである。つまり、ここで吉本は死の持つそれぞれ別々の二つの側面を指摘しているのである。それはひとつは死の心的側面であり、もうひとつは生理的側面である。吉本はさらに、人間は自分の死についても他者の死についてもどうい、自分のことみたいに切実に、心に構成できない、とする。吉本は、死を自己幻想が共同幻想に侵蝕された状態と結論づけ、さらにここから死を村落共同体に定着させるための装置である墓地について言及をおこなっている。特に、柳田国男が「葬制の沿革について」でとりあげた両墓制に関して、以下のような考察をおこなっている。

農耕民を主とする村落共同体の共同幻想にとって、*<他界>*の観念は、空間的にと時間的に二重化されるほかなかったことである。かれらにとって*<永住>*の観念は、あくまでも土地への執着をはなれて存在しえなかった。そしてこういう*<永住>*の住みつく土地をもとめれば村落の周辺に、しかも村落の外土地にもとめるほかなかったのである。だから埋め墓は空間的な*<他界>*の表象であり、詣で墓は時間的な*<他界>*の表象だといふべきなのだ。

こうして、吉本によって死と墓の共同幻想からの考察がおこなわれたのである。このように吉本の『共同幻想論』は共同幻想という非常に重要な概念を提出しただけでなく、死の二つの側面を浮き彫りにしたという点からも注目に値する。それは、死の心的側面と死の生理的側面であり、さらにその心的側面は幻想にもとづく死としてしかあらわれないと指摘しているのである。

### 3. 両墓制集落の調査

#### (1) 対象地の選定

民俗学の分野において両墓制に関するすぐれた研究はいくつかあげられるが、全国分布を網羅的に扱ったものは少ない。その中で、『詣り墓』（最上孝敬，昭和三十一年二月）と『両墓制と他界観』（新谷尚紀，平成三年七月）はその資料の信頼性と相まって、数少ない貴重な資料といえることができる。それぞれの資料の中には、全国の両墓制を有する集落が示されている

が、それらは重複していたり、以後の市町村合併や村域の変更などにより、現在の行政区とは大きく異なるものが多い。それらを現在の住所名に変更した上で、全国両墓制リストを作成した。

さらに、本研究においては両墓制と集落空間の関係を考察することから、両墓が作られたのと同時期<sup>4</sup>の集落の姿をとどめていることが条件となる。両墓制の形成時期については明確な定義ができないが、少なくとも戦後の大規模な開発の影響を得ていないことが条件となる。前節の全国両墓制分布から、集落全体として両墓制を採用していることや開発による大規模な集落形態の改変や火葬化による両墓制の消滅などの影響を配慮しなくてはならない<sup>5</sup>。それらをふまえて作成し直したのが、図1である。

この両墓制の分布図から、調査対象地を両墓制集落が比較的多く現存していると思われる福井県若狭地方、香川県瀬戸内地方、三重県志摩地方に絞り込み、さらに上記の条件をもとに実地での予備調査および各地の資料館でのヒアリングを行い、これら三つの地方から計22集落を対象地として選定した。

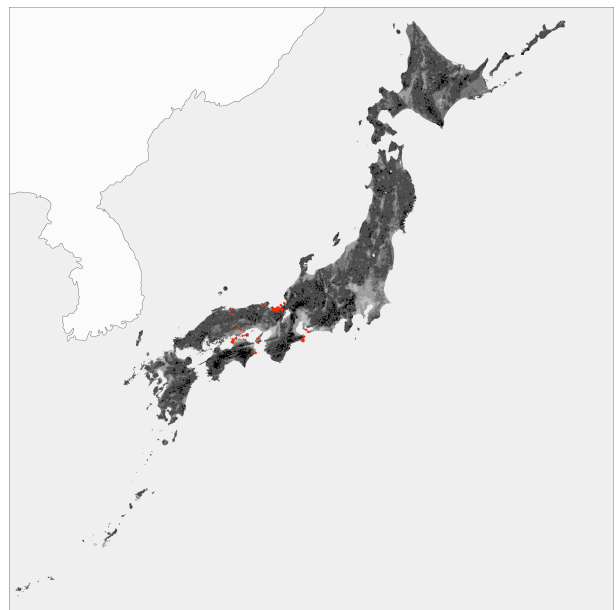


図-1 全国の両墓制分布図

#### (2) 事例調査-若狭地方

全国の両墓制分布の様子を見ると、大きくは京都府の北部及び福井県にまたがる一帯に両墓制が分布していることが分かる。この一帯は瀬戸内の塩飽諸島、紀伊半島の鳥羽・志摩地方と同様に、両墓制の集中する地域だと考えることができる。さらに福井県の中で見てみると、両墓制の集落は若狭地方の一帯に集中して見られるのに対して、嶺北地方には両墓制の集落が見られず、その北限は敦賀市のあたりである、というのが従来の一般的な見解であった。近年の研究で、嶺北地方にも両墓制を有する集落が存在することが発見されたが<sup>6</sup>、それでもその数は若狭地方の方が圧倒的に多い。小浜市を中心に若狭地方は

典型的な両墓制地帯であり、金田(2002)<sup>7</sup>は浄土真宗の影響家にある美浜町管浜は主に単墓制である、との報告をしている。

現地調査によると、特に両墓制の分布が集中していることを確認できるのは、小浜市と遠敷郡である。これらの地域では埋め墓をサンマイという場所が多く、その他ステバカ、ケチバ、ミバカなどというところもある。埋め墓は村の共有地であることが多く、埋葬した場所には大きな笠石をのせ、葬式の時の幡の竹で弓をめぐらせ、垣をつくり、鎌を吊るすなどする。一方、詣り墓には、埋葬場所の土を一握り、もしくは遺髪を納める。ヒキバカやラントウなどと呼ぶことが多い。寺の境内や山裾などに、同姓・同族のものが集まる「株墓」の形式が多く見られる。

若狭地方の両墓制については、昭和31年に磯貝(1956)<sup>8</sup>が丹波地方を中心にその周辺の大飯郡を調査している。一方、三方郡については、昭和32年に小林(1957)<sup>9</sup>が十九集落の綿密な実地調査を行っている。その後、小川(1964)<sup>10</sup>によって小浜市・遠敷郡の両墓制の資料がまとめられている。これらの研究は民俗学の分野に行われたもので、どこに両墓制の集落が存在しているか、ということ若狭地方の民俗学的資料を集めるために行われたものであり、集落内における両墓の空間分布などを明らかにできないものの、若狭地方のどのあたりに両墓制が分布しているか、という大きな傾向を把握するには非常に参考になる資料といえる。

現地調査を行ったところ、小浜市内の多くの集落がすでに火葬に移行している。土葬をするためには、小浜市に埋葬許可の届け出が必要となるが、この届け出件数は近年では年に1件程度と、ほぼ全域で火葬に移行したことが分かる。また、住民のヒアリングでも、15～20年前からはサンマイ(埋め墓のこの地方での呼び名)を使用しなくなったとの証言を得た。これは衛生上の問題と、土葬をするためには多くの人手が必要となるが、近年の勤労形態などからも集落内でそうした人手を確保することが難しくなったから、という話もよく聞かれる。

現地での調査により、両墓制の現存、もしくは近年まで残っていたもので両墓の位置が特定できるものを選定した。犬熊、大谷、大戸、小村、加茂、志積、新保、大沢寺、竹長、中井、本保の11集落である。

### (3) 事例調査-瀬戸内塩飽諸島

武田(1987)<sup>11</sup>は、両墓制の分布は四国では香川・徳島の二県だけに限られるとし、さらに香川では三豊・仲多度郡の海に近い地方や島嶼部などの西讃岐地方に多く分布する一方で、東に行くに従って少なく高松市より東部では見られなくなるという報告をしている。市原(1979)<sup>12</sup>は小豆島北部、塩飽諸島、三豊郡の海岸地域に両墓制が残っているとしている。また、瀬戸内歴史民俗資料館の方の話によると、香川県の西側、特に詫間町や仁尾町をはじめとした庄内半島の北側の浜や、三豊郡にも両墓制が残っているのではないかという情報が得られたが、現地での確認はまだ済んでいない。

武田は、塩飽諸島の埋め墓はサンマイと言ひ、もとは浜辺にあつたとしている。遺骸は大かめに入れて埋め、埋めた上へハタテイン(拝み石)を置き、その前に膳石、後に枕石をおく。これらの石は浜から埋葬の折に拾ってくる。詣り墓はハカバとかタッチウなどと呼ばれる。集落によっては、ここに髪や爪を埋葬する。新仏のある家では、十二月のミウマの日には、埋め墓の方へまいりタッチウの方へは参らぬが、大晦日の日にはタッチウの方へ参り松とシャシャキを石碑の前に立て輪じめをかけ小餅を供える。

ここでもすでに両墓制の消滅してしまった地域が多く、現地調査をもとに香川県塩飽諸島の佐柳島・志々島・粟島・高見島を調査対象地とした。

なお、四国地方では、香川県三豊郡三野町大見と仲多度郡多度津町奥白方にまたがる弥谷山(いやだにやま)が死者の霊の行く山として考えられている。このイヤダニマイリの信仰はこの山の北方である瀬戸内海の沿岸地域に残っている。

### (4) 事例調査-志摩地方

志摩地方鳥羽の集落は、坂手、管島、答志、和具、桃取、神島、安楽島、今浦、本浦、石鏡、国崎、相差、畔蛸、千賀、堅子、白木、松尾、岩倉、河内、船津の20あるが、そのうちで両墓制が近年でも確認されているのは、相差、石鏡、今浦、国崎、坂手、管島、の6集落である<sup>13</sup>。

特に、上記5つの集落は漁業を生業としている。漁業権は漁業組合に加入しなければならず、イエの中ではその権利は長男に相続される。漁業を中心とした集落の場合、漁業以外で生業をたてるのは難しく、次男や三男は集落を出て職を探すことになる。その結果として集落はかなり古い時代の形態をとどめることが多く、後の開発に左右されない当初の姿を見ることができることになる。

志摩地方の両墓制分布の特徴について、佐藤(1965)は両墓制が漁村集落に多いことを指摘している。

## 4. まとめと考察

村落空間の分析に際し、下記の要素に着目して分析を進める。居住域、生産域、境界(地形)、境界(人工)、地名、聖域、方位、道、距離、水系、境界(人工物)、聖域、である。

この10種類の分析要素に注目しながら、今回調査した22事例の各集落において分析図を作成した。図中では、居住域、生産域、詣り墓、埋め墓、寺院、神社、祠、水系、道を下記の図形記号を用いて表している。埋め墓と詣り墓がどの程度離れているかを、それぞれの中心からの距離で表している。以降の図は、すべて図の上向きを北として描いている。





図-2 分析対象

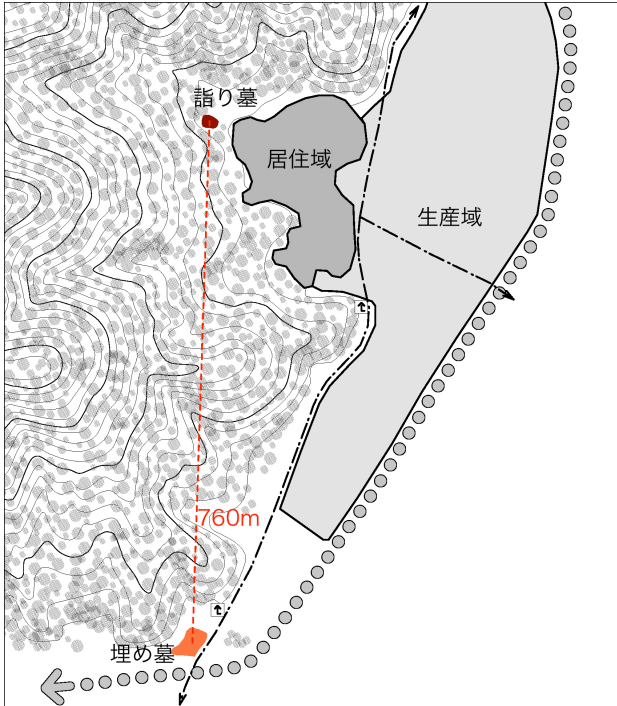


図-3 調査図 (大戸集落)

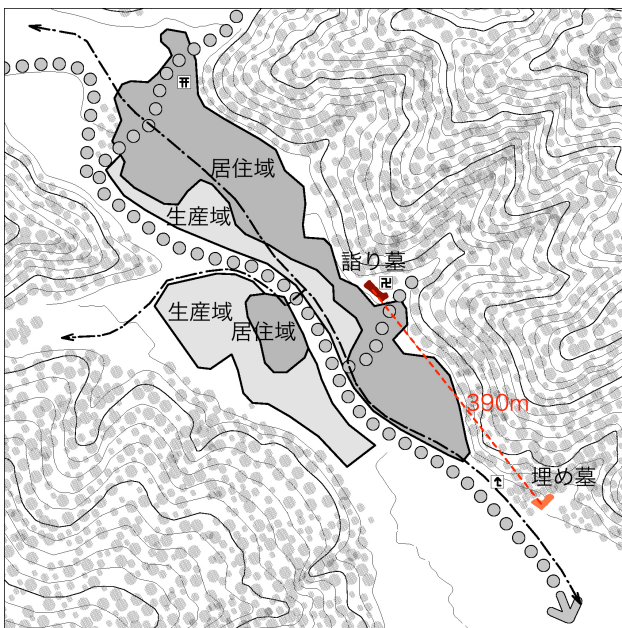


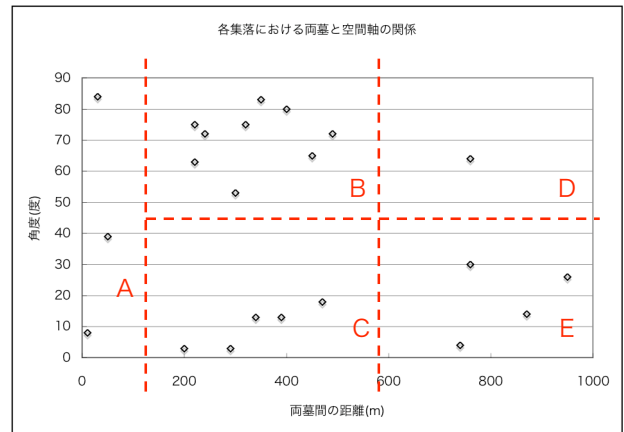
図-4 調査図 (小村集落)

(1) 埋め墓と空間軸

水系の上流・下流が地名としての「上」「下」に対応してい

ることが多く、水系によって作り出されるカミシモの方向概念は存在している。その際に、埋め墓は集落よりも下にあることはあっても、上になることはない。ここには序列が存在している。また一方で、水系を境に居住域と埋め墓が対岸におかれることもある。これは、主に海岸部の漁村であるが、この場合には山上の神社と海辺の祠を結ぶ軸と直行する方向にハレ・ケの対立軸がおかれる。集落空間の方位的観念的上下観念については、特に民俗学の分野において多くの指摘がなされているが、例えば、八木 (1998)<sup>14)</sup>は近江湖南の集落の中の野尻と桶井において、空間認識の方法としてカミ・シモの概念の存在を指摘し、さらに、カミの優越性を指摘している。ここではカミの優越性が分家の派生方向の規則や本家筋の家々の立地に大きな影響を与えている。ちなみに、この場合のカミ・シモは集落を流れる川の上流・下流に対応している。また、こうしたカミ・シモは、小字などの地名に固定されることもある。

表-1 各集落における両墓と空間軸の関係



そこで、水系や山上の神社と海辺の祠を結ぶ軸という、村落空間を支配する空間軸と、両墓を結ぶ線の交わる角度と両墓それぞれ間の距離の相関関係を見てみると、次のようなグラフを描くことができる。さらに、その分布から、A から E の五つの類型を見いだすことができる。

類型 A

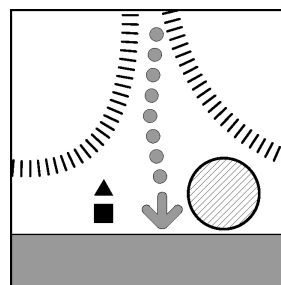


図-5

類型 A は両墓間の距離が 100m 以下のもので、佐柳島本浦、佐柳島長崎、高見島の 3 集落が該当する。塩飽諸島では、このように両墓が近接している事例が見られる。この場合、近接し

ていることが特徴であり、この表の角度はどちら側に隣接しているかのみを示す指標となることから、村落空間全体の中の構成では、それほど大きな意味をなさないと考えられる。

#### 類型 B

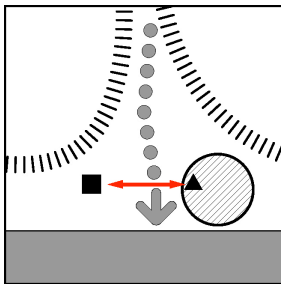


図-6

類型 B は両墓間の距離が 100m から 600m までのもので、角度が 45 度以上のものである。この類型には、犬熊、志積、本保、粟島、相差、今浦、国崎、坂手、菅島の 9 集落が該当する。主に海岸沿いの比較的小さな漁村集落がこの類型に該当している。空間軸が、居住域と埋め墓を隔てる境界の役割を果たしている。こうした集落では、一方の浜辺をハレノハマ、反対側の浜辺をケノハマと呼ぶことが確認されており、空間軸と直行する方向にハレーケの対立軸が存在し、埋め墓がケノハマに置かれていると考えられる。

#### 類型 C

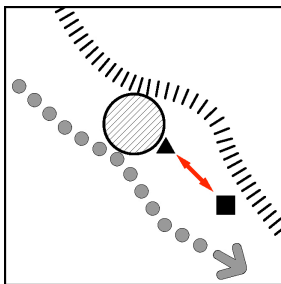


図-7

類型 C は両墓間の距離が 100m から 600m までのもので、角度が 45 度以下のものである。この類型には、小村、加茂、竹長、志々島、石鏡の 5 集落が該当する。これらの事例の多くでは、詣り墓が居住域内に存在し、埋め墓が空間軸のシモ側の比較的集落に近い場所に立地している。

#### 類型 D

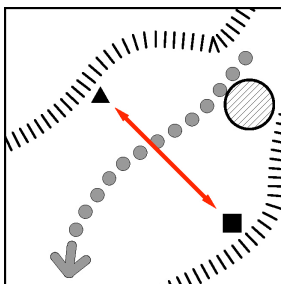


図-8

類型 D は両墓間の距離が 600m 以上のもので、角度が 45 度

以上のものである。この類型には、新保の 1 集落のみが該当する。集落は空間軸のカミ側に位置し、シモ側には生産域が広がる。詣り墓と埋め墓はこの空間軸を挟んでそれぞれ両側に位置しており、南向きで日当たりがよく、集落全体を見渡せる場所には詣り墓、北向きのうっそうとした森の中には埋め墓が配置されている。

#### 類型 E

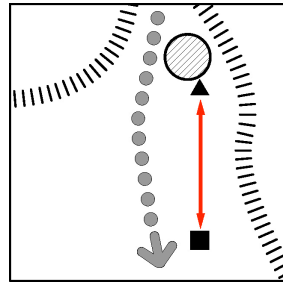


図-9

類型 E は両墓間の距離が 600m 以上のもので、角度が 45 度以下のものである。この類型には、大谷、大戸、大沢寺、中井の 4 集落が該当する。類型 C と同様に空間軸のカミ側に詣り墓、シモ側に埋め墓が配置されている。詣り墓は居住域の内部もしくはそれに隣接した場所に置かれ、空間軸のもっともカミ側となる。その次に生産域が配置され、その外側のもっともシモ側の場所に埋め墓が配置されている。五つの類型の中で、もっともカミ-シモの影響力が強い類型と見ることができる。

こうして見ると、水系や山上の神社による空間軸によって、村落空間に強い方向性が与えられており、さらに埋め墓はそのシモ側に置かれるか、空間軸によって分けられたハレーケのうちのケの側に必ず配置されており、村落空間における方向概念と両墓の位置関係の相関関係があることが明らかとなった。

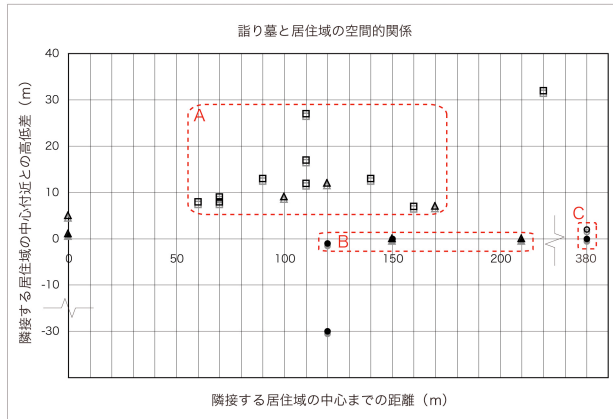
#### (2) 詣り墓と空間領域

今回の調査で、詣り墓が居住域のすぐ近くに隣接して配置されている事例を多く観察することができた。福田 (1980) は、ムラ・ノラ・ヤマという民俗語彙を用いて、領域論のモデルを提出している。居住地としてのムラ、生産地としてのノラ、採取地としてのハラもしくはヤマという区分は、環境に直接働きかける生業活動としようよりも、より社会性を帯びた日常生活に基づく領域区分であり、さらには可視的な特徴をも含んだ分類である。この分類方法は、単なる生態的分類ではなく、生業活動や日常生活にまつわる認識次元を含むという点で特徴的である。福田 (1993) <sup>15)</sup>によると、これまで、埋め墓は例外なく「ヤマ」の領域につくられていた。一方、詣り墓の配置は各集落によって配置が一定しない。したがって、詣り墓の村落空間内での配置を分析するにあたり、どのような空間領域として位置づけられているか、ということは非常に重要なテーマである。それは、各地域の民俗や地形などの地理的条件に左右されると思われる、ここからいくつかの類型を見いだすことができるだろう。特に海辺の埋め墓は、津波によって浸食される不安定な土

地であり、「ヤマ」の領域の読み替えとも見ることができる。

居住域や生産域は、比較的山間の集落においても、比較的平らな場所に作られることが多い。ここでは、詣り墓の村落空間での位置づけを、詣り墓と隣接する居住域の中心付近との高低差、ならびに同じく隣接する居住域の中心までの距離との関係を分析することで、詣り墓と居住域との空間的な關計について考察を行う。また、その際に、前節で述べたカミ-シモ概念での居住域との関係や、視覚的に詣り墓から居住域を見ることができるかどうかを考慮する。

表-2 詣り墓と居住域の空間的關係



詣り墓と隣接する居住域の中心付近との高低差、ならびに同じく隣接する居住域の中心までの距離との関係をグラフにすると、上のようなグラフが得られる。ここで、□は居住域に対し詣り墓がカミにあり視覚的に詣り墓から居住域を見ることができるもの、△は居住域からカミでもシモでもなく視覚的に詣り墓から居住域を見ることができるもの、○は居住域に対し詣り墓がシモにあり視覚的に詣り墓から居住域を見ることができるもの、▲は居住域からカミでもシモでもなく視覚的に詣り墓から居住域を見ることができないもの、●は居住域に対し詣り墓がシモにあり視覚的に詣り墓から居住域を見ることができないもの、をそれぞれ表している。

グラフでの分布傾向から、ここでは大きく三つの類型を見出すことができる。類型 A は距離 50~100m 付近、高低差で 10~20m 付近に分布し、視覚的にも詣り墓から居住域を視認できるものである。全事例の半数以上の 12 事例がこの類型に該当し、もっとも一般的なものと考えられる。一方、類型 B は居住域からの距離が 100m 以上で高低差もなく、視覚的にも居住域と分断されている事例である。類型 C としては 380m 付近で、高低差の無い事例が 2 事例該当する。神代 (1977)<sup>16)</sup> は一つのコミュニティの大きさがおよそ 400m の大きさにおさまることを指摘している。

この類型 C はちょうど 400m の大きさの範囲内におさまる 380m という距離に同じく分布していることから、この類型では詣り墓が集落の範囲の周辺部におかれていることを示していると考えられる。

ところで、類型 A については、距離が増えるほど高低差が増えるという相関関係が認められる。多くの集落で詣り墓から集落への眺望がよく得られていることが実地調査の段階でわかっており、これを裏付ける結果となった。

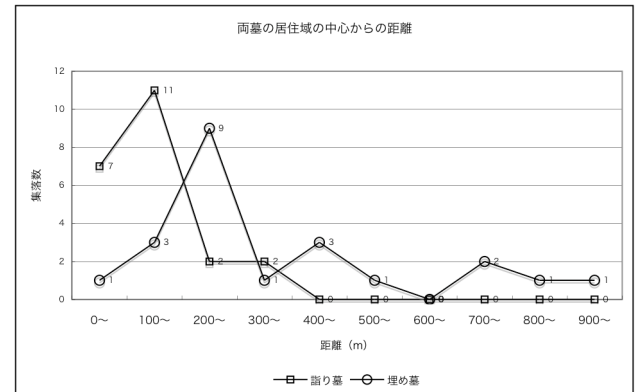
### (3)まとめ

両墓それぞれの墓地区画の分析から、両墓制とひとくくりにされる詣り墓と埋め墓がそれぞれ異なる空間原理で構成されていることが明らかとなった。埋め墓が山—海という場所に即した空間軸を持っているのに対して、詣り墓は中心—周縁という概念的な空間構成を持っている。

さらに、両墓が村落空間においてどのような場所に配置されているかの分析でも、それぞれが異なる原理によって村落空間に編み込まれていることも明らかとなった。埋め墓はカミ-シモの概念や、ハレ-ケなどの空間軸によって配置され、そのもつともシモの側やケの側に位置している。一方の詣り墓は、集落全体を見やすい位置にあり、視覚的に集落を統合する働きを持っていることがわかる。また、埋め墓よりもカミの側にはあるが、その場所は居住域にたいして必ずしも一定しているわけではない。ただし、概して詣り墓は地理的にも集落の中心付近に位置することが多い。

両墓それぞれの居住域の中心からの距離をまとめると下のグラフのようになる。

表-3 両墓の居住域の中心からの距離



詣り墓は居住域との距離が平均して 130m 程度であり、0m から 200m の間に 18 事例 (82%) 存在し、居住域に近い場所に配置されていることがわかる。一方の埋め墓は、平均して 370m 前後の距離に位置している。前項で述べた神代による、400m というコミュニティの大きさとほぼ近い数字となっており、村落空間の周辺部に多く作られていることがわかる。一方で、900m ほど離れた距離にも埋め墓が設けられている事例があり、この点は更なる解釈を必要としている。

このように両墓制というのはあるひとつの制度を意味しているわけではなく、墓に関係する 2 つのシステムの共存だったと考えることができる。その 2 つのシステムとは、埋葬と祭祀である。埋葬は、場所に依拠し、村落空間全体の空間構成の序

列の最下層におかれる。埋葬の墓地の中でも、さらに厳密な場所のルール（山-海など）に従い、さらにどの場所に埋葬されるか、ということにも一定の原則がある。集落からできるだけ遠くに埋葬したいものの、運搬などの現実的な制約から一定の距離で妥協される。きわめて現実的で、場所的な原理によって規定されるシステムである。

一方の祭祀の墓地は、その墓地区画の内部でも場所に依拠しない中心-周縁という原理によって構成され、村落空間の中でも村落空間の比較的近くで、村落空間全体を見渡すことのできる眺望の優れた場所に置かれる。それは集落全体を見渡すことができる、という意味で村落空間全体を視覚的に統一する働きを持っており、また、先祖を代々祀るという点からも、空間的にも時間的にも集落のまとまりを再確認するための、コミュニティのよりどころとなる場所である。

さて、ここから両墓を含んだ集落の構成原理について考察を行う。次項は今回調査を行った22集落において、居住域、詣り墓、埋め墓、寺院、神社、祠など、水系、道、山地を記載した図である。

ここで、居住域から見る両墓それぞれの方位について考える。居住域の中心から両墓それぞれの方位をまとめたのが、以下の表である。

表-4 両墓の居住域からの方位

	詣り墓	埋め墓
東	1 5%	4 18%
西	6 27%	3 14%
南	2 9%	11 50%
北	9 41%	4 18%
(内部)	4 18%	0 0%
計	22	22

表-4 を見ても明らかなように、詣り墓は居住域内部にある場合をのぞくと、西と北に集中してみられる。一方の埋め墓は南に明らかに集中して分布していることがわかる。その理由を考えてみると、北と西は陰陽道という陰の方角であるが、詣り墓がこの方位におかれることとの因果関係を検証することはできない。それよりも、詣り墓では埋め墓と異なり必ず石塔が設けられるが、その石塔の面が北面しないように、という配慮によるものだと考えた方がよいかもしいない。詣り墓の多くの石塔がある一つの方向に揃えられている事例が多いことから、こうした推測が必ずしも外れてはいないことが裏付けられるだろう。一方、埋め墓が南に多い理由としては、居住域から南の方角にある斜面は必然的に北向きの斜面となるため、農地に適さない日当りの悪い場所であり、こうした場所が埋め墓にあてられたものだと考えることができる。

これまでの分析で、集落空間がカミ・シモという民俗方位によって秩序づけられていることが明らかとなったが、一方で東西南北という自然方位も両墓をはじめとした集落の空間秩序の構成に大きな影響を与えていることが明らかとなった。また、東西南北という4方位もそれぞれが等価なのではなく、各方位によって意味づけが異なることが明らかとなった。

これまでの分析から、両墓を含んだ集落の空間構成の原理は以下のようなものになると考えられる。

- ・カミ・シモという民俗方位と東西南北の自然方位が共存している。
- ・東西南北は等価ではなく、各方位に意味づけと重みづけが存在している。
- ・居住域は山の裾野に沿って立地している。
- ・カミには神社、詣り墓には寺院、居住域から外部へと続く道の途中や、道と水系の交差する地点には祠がおかれる。
- ・埋め墓は平均すると居住域の中心から370m前後の距離に位置している。

こうして見ると、両墓を含めた集落空間は、下記のような三つのそれぞれ独立した別々のシステムによって構成されていると考えることができる。

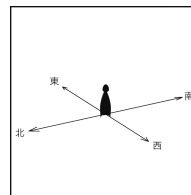


図-10

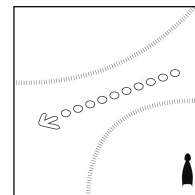


図-11

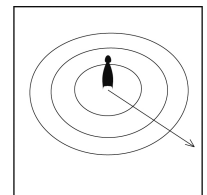


図-12

東西南北という、場所に依存しない自然方位に対して、カミ・シモという民俗方位は場所に依存する方位である。シュルツ (1973) <sup>17)</sup>は、環境に依存する方位概念について、古代エジプト人が南北というよりも、上流・下流という言葉を用いて方向を把握していたことなどを述べながら、場所や環境によって規定される民俗方位が、自然方位に次ぐ二次的な概念ではなく、それと同等に重要で、特に自然方位にさえ優越するほどの重要な概念であることを指摘する。

東西南北という自然方位は、その中心を必要とするが、民俗方位は場所そのものに依存する方位であるため、明確な中心点を必要としない。その点も、この二つの概念が似て非なるものであることを裏付けるものであると考えられる。これらの3種類の空間把握は、それぞれ「中心 (centre) すなわち場所 (place 近接関係)、方向 (direction) すなわち通路 (path 連続関係)、区域 (area) すなわち領域 (domain 閉合関係) の成立に依存して」<sup>18)</sup>おり、集落空間の構成原理というだけでなく、そもそも空間把握の三つの原型であると考えられる。

これらをふまえ、上記 (図 5-32) の22集落のダイアグラムより両墓を含めた集落空間のモデルを描くと下記の図 5-33 のようなモデルとなるだろう。



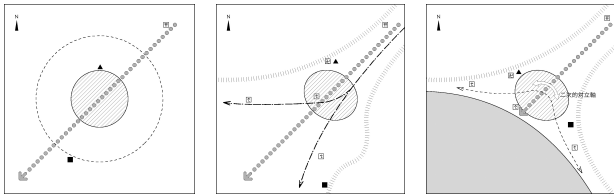


図-13 空間モデル1 図-14 空間モデル1 図-15 空間モデル2

先述三つの空間システムを総合すると、このような空間モデルを作成することができる。これは周囲の地形などによらない、原型のようなものである。今回、調査を行った全 22 集落は主に農村と漁村に分かれており、それぞれにこの原型モデルの適用のされ方が異なっている。

例えば、農村などの立地に余裕のあるところでは、両墓や居住域は水系によって形成されるカミ・シモによって配置される。これは、埋め墓を水系の下流におくことで、衛生的な問題を防ぐという観点もあるだろう。この場合は、比較的原型モデルに近い状態となっている。

一方で、漁村集落のようなカミ・シモに余裕のない所では、カミ・シモと直行する方向に二次的対立軸が作り出され、その軸に沿って埋め墓と詣り墓が配置される(図 5-35)。つまり、農村集落などの立地に余裕のある場所で見られるような、カミ・シモによって規定される一つの空間モデルがあり、その変形として漁村集落で見られるようなモデルが生まれると考えることができる。

## 参考文献

- 新谷尚紀「両墓制についての基礎的考察-両墓の形態より-」『日本民俗学105』, 1976
- 辻井浩太郎「伊賀盆地における墓地の地理的考察」『地球第十四巻六号』1930(最上孝敬編『葬送墓制福田アジオ「村落領域論」』武蔵大学人文学会雑誌十二一二), 1980
- 最上孝敬『詣り墓』古今書院, 1955
- 柳田國男「葬制の沿革について」『人類学雑誌44-6』1929年6月初出(定本柳田國男集 第十五巻 p504)
- 吉本隆明『改訂新版 共同幻想論』角川書店, 1982
- 性を越えて』筑摩書房, 1991

どに、火葬化や両墓制の有無については地方自治体の厚生局、福祉局もしくは民俗資料館などに問い合わせた。

<sup>6</sup> 福井県史 資料編 15 民俗 福井県, 1984

<sup>7</sup> 金田久璋「樹木葬とニソの杜」『葬儀と墓の現在』吉川弘文館, 2002

<sup>8</sup> 磯貝勇「丹波地方及びその周辺における両墓制について」『綾部高校研究紀要第2輯』, 1956

<sup>9</sup> 小林一男「若狭三方郡における両墓制資料その他」『若越郷土史研究3の1』, 1957

<sup>10</sup> 小川進勇「小浜市遠敷郡両墓制について」非売品, 1964

<sup>11</sup> 武田明『日本人の死生観』三一書房 1987

<sup>12</sup> 市原輝士「香川県の葬送・墓制」『四国の葬送・墓制』明玄書房 1979

<sup>13</sup> 鳥羽市教育委員会の野村史隆氏によると、坂手では昭和20年代まで存在しており、桃取では両墓制の痕跡を見ることができる。また、本浦では大正年間まで、松尾では明治4年まで両墓制が存在していたという。

<sup>14</sup> 八木康幸『民俗村落の空間構造』御影史学研究会, 1998

<sup>15</sup> 福田アジオ「両墓制の空間論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第49集, 1993

<sup>16</sup> 明治大学工学部建築学科神代研究室編「日本のコミュニティ」『SD別冊 No. 7』鹿島出版会, 1975

<sup>17</sup> シュルツ, クリスチャン・ノルベルグ『実存・空間・建築』鹿島出版会, 1973

<sup>18</sup> シュルツ, クリスチャン・ノルベルグ『実存・空間・建築』鹿島出版会, 1973 : p14

<sup>1</sup> 「墓地、埋葬等に関する法律」第二条第四項 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。および、同第五項この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。

<sup>2</sup> 新谷尚紀「両墓制について」『日本民俗学 157-158』, 1985

<sup>3</sup> 最上孝敬『詣り墓』, 1956

<sup>4</sup> 両墓制の成立時期については、これまで多くの議論があったものの、未だに明確な結論は出されていない。少なくとも近代にまでさかのぼることはおおむねの合意が得られているようだ。

<sup>5</sup> 各集落で行われた開発については、各地方自治体の建設局な

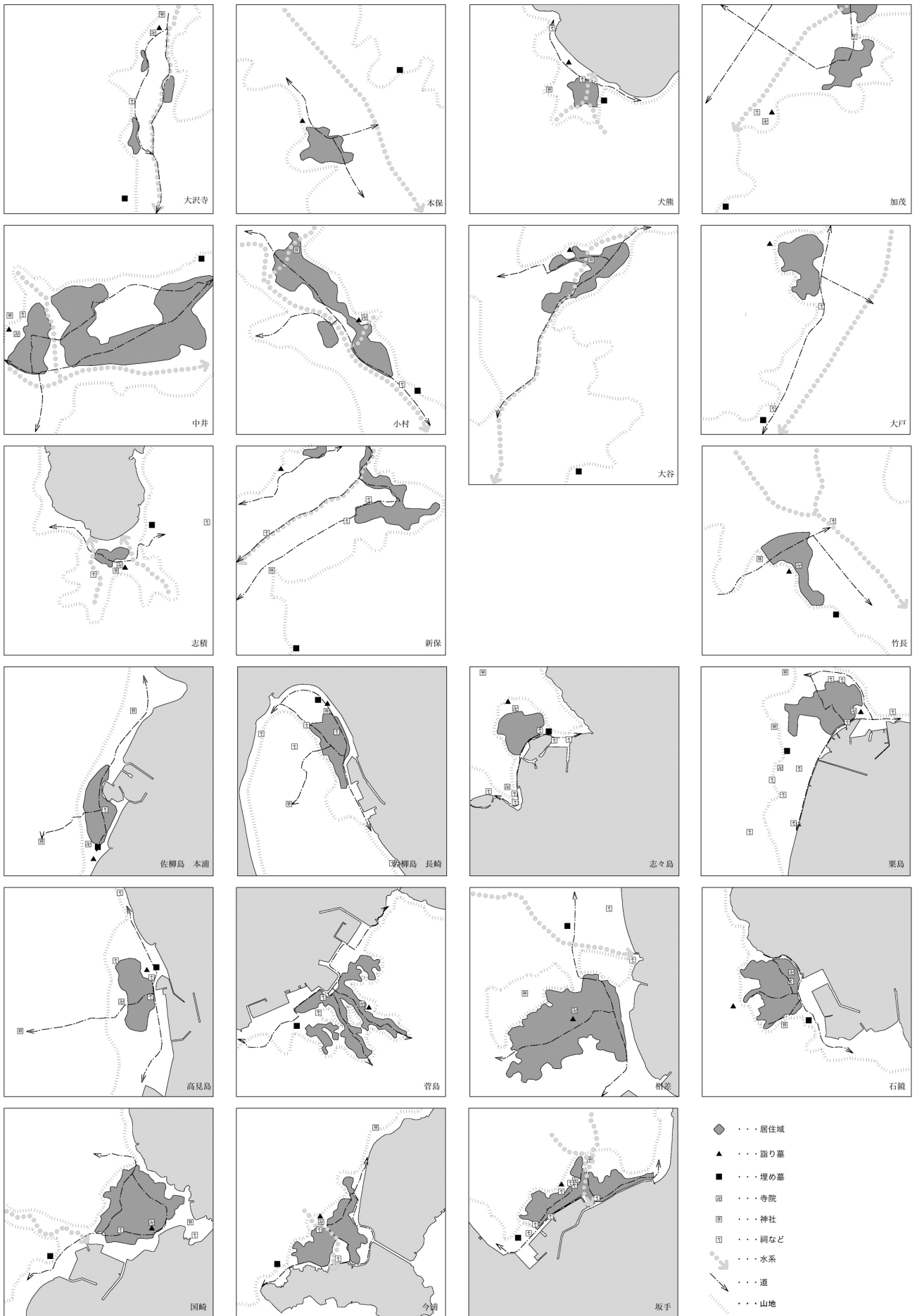


図-16 全22集落の調査図